

事務所だより

第69号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金とライフステージ - 第5回 -

十一月から約一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介しています。

登場人物 Bさんのその後

今回の登場人物Bさん（男性）は、大学を卒業してアルバイト社員として就職。その後、三十歳でベンチャー企業を立ち上げました。しかし、三十二歳で休暇中に交通事故に遭うという設定です。

懸命のリハビリで

三十二歳で交通事故に遭い、大ケガを負ったBさんは重度の後遺症が残りましたが、その後のリハビリにより自宅内で仕事に携われるまでに回復しました。

障害年金

三級の年金受給を継続していました。



体調が悪化

四十歳になったBさんは、リハビリ中に知り会った女性Cさんと結婚しました。四十五歳になったBさんは、後遺症が悪化して一日

の大半をベッドの上で過ごす状態になりました。そのため、障害年金は三級から一級へと変更となりました。何とか収入の確保はできましたが、不自由な生活が続いていたのでした。

六十歳を迎えて

六十歳になったBさんは、老齢年金を受給する年齢になりました。そこで、配偶者のCさんがBさんに代わって年金事務所へ行き、老齢年金の請求手続きをしました。その際に、「一人一つの年金しか受け取れないのでどちらか選んで下さい。」とのことでした。

Bさんは障害年金が無くなって老齢年金に変わると思っていたのですが、受給額の多い障害年金一級を選ぶことで今までどおりの収入を確保しました。

遺族年金を残して

その後、Bさんは療養の甲斐なく他界しました。配偶者Cさんとの間に子がいなかったため、遺族厚生年

金を受給することになりました。もし、仮にBさんが国民年金だけの加入であれば、Cさんは遺族年金を受給することができません。

次回は、AさんとBさんのライフ・イベントに発生した年金のしくみについて解説します。

障害厚生年金3級を継続受給中

障害厚生年金3級から1級に変更

40歳
(Cさんと結婚)

45歳
(後遺症が悪化)

60歳
(老齢年金の受給権発生)

62歳
(Bさん急逝)

老齢年金と障害年金の選択により、障害年金を選択受給

配偶者Cさんが遺族厚生年金を受給

注) Bさんに起こるアクシデントは、架空の出来事です

高齢期の就業状況

「六十代の雇用・生活調査」結果 よろしく

◆J-LPTの発表から

先日、独立行政法人労働政策研究・研修機構（J-LPT）が六十～六十九歳の五千人を対象に、六十歳の雇用・生活の実態と六十五歳を超えた就業促進の条件把握のための調査（「六十代の雇用・生活調査」）を行い、結果を発表しました。

◆六十代の就業増

この結果から、平成二十一年七～八月に実施された「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」と五年後の平成二十六年では、どのような変化があったのか比較すると、六十代男性が何らかの形で働いている人が平成二十一年よりも増加している、という結果となりました。

五十五歳時に雇用者であった人の数を百とした場合、次のとおり変化しています。

・「定年を経験した」割合が平成二十一年調査に比べてやや低下していることから、

定年年齢が延長されている傾向にあることが窺われる。

・定年を経験した人で再雇用等により勤務を継続した割合が六十五～六十九歳層を中心に上昇した（十七・二→二十四）

◆賃金低下もやむ無し？

職業（大分類）については、定年雇用継続前後で八割程度が変化はなかったとしています。

また、責任の重さが変わったとする人が三十五・九%、変わっていないとする人は五〇・三%です。

しかし、賃金については、定年雇用継続前後で減少したとする人が八割程度で、減少したとする人の半数超が賃金減少幅は二から五割となっています。

賃金下がったことについて「雇用が確保されるのだからやむを得ない」（四十八・五%）とする一方、「仕事がほとんど変わっていないのに賃金下がるのはおかしい」（三〇・二%）など考える人も六十～六十四歳層を中心に少なくありません。

◆その他の特徴

・定年退職等の際に継続して働かず、仕事から離れてしまいうと再就職は難しい。
・就業率は上昇する一方で、男性の六十～六十四歳層では年金受給割合が低下した。
・仕事を継続している六十五歳以降の方は、今後の就業意

欲が高い。

今回の調査では、「もう十分に働いたので、引退して好きなことを楽しみたい」が一〇・四%にとどまっている、とのこと。

三月の労務手続
「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

十六日まで

○所得税の確定申告受付
「税務署」

三十一日

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

報道を通じて奈良・大和郡山の郡山城跡では『益梅展を開催中』と知りました。今年で十二回目とのことでした。

少しずつ寒さも緩んできました。益梅展とあわせて古都奈良を散策するのもいいですね。

（ぎん）

健康保険料率・介護保険料率の変更予定

毎年3月分より見直しされている協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率は、政府閣議決定の遅れから決定していません。（注：2月22日現在）

協会けんぽの発表では、平成27年度の健康保険料率は全国平均10.0%を維持していますが、都道府県支部では、引下げ・引上げ・据え置きと異なっています。

また、介護保険料率については全国一律1.58%で1.72%から0.14%引き下げられる予定です。

健康保険料率（京都府の場合）	
現行	平成27年4月分（5月納付分）から
9.98%	10.02%

介護保険料率	
現行	平成27年4月分（5月納付分）から
1.72%	1.58%

介護保険料は、社会保険に加入する40歳以上65歳未満の方が対象となります。なお、健康保険料・介護保険料ともに事業主と折半で負担します。

また、介護保険料率については全国一律1.58%で1.72%から0.14%引き下げられる予定です。

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com